

令和 7 年第 1 回

美里町農業委員会総会議事録

第1回美里町農業委員会総会

1 開催日時

令和7年1月24日(金) 午後1時33分から午後2時30分

2 開催場所

美里町役場南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員(16名)

1 番	小田嶋 勝美	2 番	後藤 幸太郎	3 番	我妻 卓美
4 番	福田なほ子	5 番	久道 雄悦	6 番	古内 世紀
7 番	尾形 司	8 番	繁泉 順子	9 番	佐々木幸一郎
10 番	小野 保裕	11 番	澁谷 正行	12 番	鈴木 幸博
13 番	遊佐 恭一	14 番	渡邊 雅光	15 番	邊見 勝寿
16 番	伊藤 恵子				

4 報告事項

1. 農家相談日について
2. 使用貸借権の合意解約による通知について
3. 農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借権の合意解約)
4. 利用権設定の合意解約による通知について
5. 非農地証明願について

5 議 事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
第3号議案 農地転用事業計画変更承認申請について
第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

6 その他連絡・報告事項

7 農業委員会事務局職員(2名)

事務局長 高橋 博喜
事務局次長 野田 浩司

8 会議の概要

事務局長	では、ただいまより令和7年第1回美里町農業委員会総会を開会いたします。 開会に当たりまして、伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。
会長	(挨拶内容省略)
事務局長	ありがとうございました。 議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理すると規定されておりますので、伊藤会長に議事進行をお願いいたします。
議長	それでは、これより令和7年第1回美里町農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員については、16人全員の出席であります。総会を開く場合、委員の過半数以上の出席を要件とする農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。
議長	最初に、議事録署名委員の選任をいたします。議事録には、会長と総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないことが会議規則第15条第1項に規定されておりますので、議事録署名委員を議長から指名いたします。4番福田なほ子委員、5番久道雄悦委員をお願いいたします。
議長	それでは、報告事項に入ります。 報告事項1番 農家相談日について。1月8日と21日に農家相談を実施いたしましたので、担当委員より報告をお願いいたします。
澁谷正行委員	それでは、今年初めての1月8日、会長室におきまして、邊見会長職務代理人、11番澁谷、それから12番鈴木委員で対応しました。 相談件数はございませんでした。 以上です。
議長	ご苦労さまでした。次に1月21日の報告をお願いします。
福田なほ子委員	1月21日、会長室におきまして、伊藤会長、福田の2名で対応いたしました。なお、渡邊委員は体調不良のため欠席いたしました。 相談件数は1件で、相談者は●●●の●●さん。かねてより進めている売買の件での相談ですけれども、このたび入院することになったので、今月中に手続きを終えたいということでした。対応として、早速会長が対応することをお話しいたしました。 以上です。
議長	ご苦労さまでした。

議長	次に、報告事項 2 番 使用貸借権の合意解約による通知について、報告事項 3 番 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、報告事項 4 番 利用権設定の合意解約による通知についてを一括で事務局より報告をお願いいたします。
事務局	(報告事項 2 から報告事項 4 について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 ただいま事務局より説明していただきましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。 (ありませんの声あり)
議長	次に、報告事項 5 番 非農地証明願についてに入ります。 また、1 月 16 日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。 初めに、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(報告事項 5 について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 ただいま事務局の説明が終わりましたので、農地調査委員会の担当委員より報告をお願いいたします。
小野保裕委員	農地調査委員会は、佐々木幸一郎委員と、委員長である私、小野と、邊見会長職務代理者、事務局から野田次長の計 4 名で、1 月 15 日に現地調査を行いました。 非農地証明願についての意見ということで、番号 1 の●●字●●●●番●と、番号 2 の同●●番●について、平成 6 年 5 月に転用許可によって、現在も宅地の状態で使用されていることを現地調査で確認しましたので、証明書の発行は妥当と判断いたしました。 続きまして、番号 3 の●●字●●●●についてです。平成 6 年 1 月に転用許可済みであり、現在も宅地の状態で使用されていることを現地調査で確認しましたので、証明書の発行は妥当と判断いたしました。 以上です。
議長	ありがとうございました。 ただいま事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしました。が、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。 (ありませんの声あり)
議長	それでは、ないようですので、議事に入ります。 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。

事務局	(第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 事務局の説明が終了しましたので、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを審議いたします。 質疑ありませんか。では、6番古内委員。
古内世紀委員	6番の古内です。 番号3についてお伺いいたします。 会議始まる前に、11月総会で同じ農地の贈与で審議した番号42番は譲渡人が死亡していたことにより無効になったとのことですが、この11月総会で、改めてこちらを出されているということなんですね。 譲渡人の●●●●さんという人は、●●●●さんの相続人の1人なのでしょうか。
議長	●●●●さんの子です。
古内世紀委員	そして、譲受人の●●●●さんへ贈与されるということなんですか。
事務局	●●●●さんが亡くなられまして、●●●●さんが相続されて、あと、そこからいどこである●●●●さんのほうに贈与をするということになります。
古内世紀委員	分かりました。
議長	そのほかございませんか。よろしいですか。 (「はい」の声あり)
議長	それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを審議いたします。賛成の方は挙手をお願いします。 (各委員の挙手を確認)
議長	全員賛成と認めます。第1号議案 農地法第3条による許可申請の許可については、原案どおり許可といたします。
議長	次に、第2号議案 農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 事務局の説明が終了しましたので、第2号議案 農用地利用集積計画書審議についてを審議いたします。 質疑ありませんか。よろしいですか。 (「ありません」の声あり)

議長	質疑なしと認め、採決をいたします。 第２号議案 農用地利用集積計画書審議について、賛成の方の挙手を求めます。 (各委員の挙手を確認)
議長	全員賛成と認めます。 第２号議案 農用地利用集積計画書審議については、原案どおり許可相当意見を付し、町長に報告をいたします。
議長	次に、第３号議案 農地転用事業計画変更承認申請についてを議題といたします。 また、１月１５日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。 初めに、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(第３号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。
小野保裕委員	第３号議案 農地転用事業計画変更承認申請につきましてということで、番号１の●●●番●ほか８筆についてです。 この件については、令和３年１０月２８日に美里中学校建設用地として転用許可を受けた計画ですが、ＰＦＩ事業により整備することと、公募型プロポーザル方式による事業者と施設等が決定されることで、校舎等の建物のデザインや体育館等施設の設置場所などのレイアウトに変更が生じるものです。 今回の変更承認申請は、転用目的や敷地面積等に変更はなく周辺農地に及ぼす影響もないこと、また変更後の事業計画の達成も見込まれることから、許可相当と見てきました。 以上です。
議長	ご苦労さまでした。 事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、第３号議案 農地転用事業計画変更承認申請についてを審議いたします。 質疑ありませんか。 (「なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、採決をいたします。 第３号議案 農地転用事業計画変更承認申請について、賛成の方の挙手を求めます。 (各委員の挙手を確認)
議長	全員賛成と認めます。

議長

原案どおり許可相当意見を付し、宮城県知事に進達を行います。

次に、第４号議案 農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

また、１月１５日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より報告をお願いいたします。

事務局

（第４号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った）

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

小野保裕委員

第４号議案 農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定についての意見ということで、番号１の●●●番●についてです。

現地は宅地等により１０ヘクタール以上の一団の農地とは分断されているため、農地区分は第２種農地と判断いたしました。農地以外の土地も検討し、申請地以外に見当たらなかったとのことでしたので、やむを得ず許可相当と見てきました。

以上です。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、第４号議案 農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定についてを審議いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。第４号議案 農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定について、賛成の方の挙手を求めます。

（各委員の挙手を確認）

議長

全員賛成と認めます。

第４号議案 農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長

以上で議事を終了いたします。（１４：３０）

議 事 録 署 名

上記、第1回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和 年 月 日

会 長

署 名 委 員
議 席 4 番

署 名 委 員
議 席 5 番